



収入証紙ではなく「印紙」です！

生活・自動車・教育・結婚・研修旅行
医療・高額医療・住宅（○でかこむ）

資金借用証書

金額	百万	拾万	万	千	百	拾	円
	2	0	0	0	0	0	0

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合貸付規程の定めを承知のうえ、下記各条項を確約し、上記金額を確かに借用しました。

一般財団法人 鹿児島県教職員互助組合理事長 殿

- 貸付金及び利息は、一般財団法人鹿児島県教職員互助組合の貸付規程第7条の規定による償還方法で償還すること。
- 償還の途中における退職、又は保険事故の適用を受けた場合若しくは毎月償還金が3月以上滞納である場合は、退職手当並びに掛金預り金及び積立金預り金等の給付金から債務を履行すること。なお、履行については、天引控除されても異存はないこと。
- 本契約の不履行のとき又は組合員でなくなったときは、償還期限前といえども元利金額を請求されても異存はないこと。
- 債権の実行、保全に要する経費及び本契約の不履行により生ずる損害は、借受人で負担すること。
- 一般財団法人鹿児島県教職員互助組合の貸付規程第16条の規定による個人情報の取扱いに同意すること。

借 受 人	所属 名氏	教職員互助組合		
	名 現住所	互助 太郎	印	互 助
		鹿児島市照国町11番35号		

- (注) 1 借受人で自書してください。
2 訂正は、必ず書類に使用した印鑑で処理してください。
3 借用金額の訂正はできません。